

福島県 12 市町村家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 福島県は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象となった 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村。以下、「12 市町村」という。）において、12 市町村外からの移住者の定住を図るため、賃貸住宅を契約し入居した移住者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和 45 年福島県規則第 107 号。以下、「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 家賃補助金

第 3 条で規定する要件を満たす者に対し、福島再生加速化交付金を活用し交付する補助金をいう。

(2) 賃貸住宅

12 市町村内において、賃貸借契約により移住者自らの居住用に供する住宅（戸建て住宅、アパート等の集合住宅）をいう。ただし、原則として次のものを除く。

ア 市町村営又は県営住宅等の公的賃貸住宅

イ 社宅、社員寮等の事業主から貸与を受けた住宅

ウ 3 親等以内の親族及び姻族が所有する住宅

エ その他、この補助金の趣旨に合わない住宅

(3) 家賃

賃貸住宅の賃貸借契約で定められた月ごとの賃借料（管理費、共益費、駐車場使用料及び自治会費等を除く。）をいう。

(4) 住宅手当

勤務先から支給される住宅に対する手当をいう。

(補助対象者の要件)

第 3 条 家賃補助金の交付を申請しようとする者（以下、「申請者」という。）は、当該各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 令和 8 年 4 月 1 日以降に 12 市町村に転入（住民票を異動）したこと（転勤、出向等は除く）。

(2) 12 市町村に転入する直前に、連続して 3 年以上、12 市町村外に居住していたこと。

(3) 自らの意思で 12 市町村外から転入し、転入日から 5 年以上継続して、12 市町村内に定住することを誓約すること。

(4) 平成 23 年 3 月 11 日時点で 12 市町村外に居住していた（12 市町村外に

住民票があった) こと。

(5) 原則、不動産仲介業者を通じて賃借している賃貸住宅に居住していること。

(6) 賃貸住宅を契約し入居した移住者であること。

(7) 対象となる賃貸住宅の居住以外の目的使用、転貸又は使用权の譲渡を行わないこと。

(8) 就業又は起業していること。

(9) 目的及び財源を同じくする他の補助を受けていないこと。

(10) 過去に当該補助金の交付を受けた者でないこと（過去に当該補助金の交付を受け返還命令の対象となった者や虚偽の申請等が判明した者を含む）。

(11) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(12) 日本国籍を有する者であること。ただし、外国籍の場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

(13) 市区町村税を滞納していないこと。

(14) その他、知事が当該補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(補助金額及び交付期間等)

第4条 家賃補助金は、家賃から公営住宅相当分の基準額3万5千円及び住宅手当を控除した額とし、上限は月額4万円とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付対象期間は、当該補助金の申請日の属する月の翌月から起算して最大36月とする。ただし、申請日が月の初日である場合には、当該申請日の属する月から起算して補助するものとする。

4 申請年度における交付対象は、当該年度の4月から翌年3月までの期間に係る家賃とする。

(交付申請)

第5条 申請者は、福島県12市町村家賃補助金交付申請書（第1号様式）に、当該各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 賃貸借契約書の写し

(2) 世帯員全員の記載がある住民票謄本の写し

(3) 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）の写し

(4) 移住元の住民票の除票の写し（居住地、居住期間を確認できる書類）

(5) 戸籍謄本の附票の写し（平成23年3月11日時点の居住地を確認できるもの）

(6) 就業証明書（第2号様式）又は、自ら事業を営んでいることを証明するための売上等が分かる資料

(7) 家賃補助金を申請する直前の1月1日時点で住民登録していた居住地における市区町村民税を滞納していないことを証明する書類

(8) 福島県12市町村家賃補助金の交付申請に係る誓約書（第3号様式）

- (9) 福島県 1 2 市町村家賃補助金に係る個人情報の取扱い同意書（第 4 号様式）
- (10) 当該補助金の振込先となる口座の預金通帳等の写し
- (11) その他、知事が必要と認める書類

2 家賃補助金の交付申請は、前条第 4 項に規定する期間ごとに行わなければならない。

（交付決定）

第 6 条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付することが適当と認められるときは、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適当と認められるときは、その理由を付して、申請者に通知するものとする。

（交付決定内容の変更）

第 7 条 前条第 1 項の規定により家賃補助金の交付決定を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、交付決定の内容を変更しようとする場合には、福島県 1 2 市町村家賃補助金変更交付申請書（第 5 号様式）に変更の内容が確認できる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は前項の規定に基づく申請書を受理したときは、これを審査し、変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、交付決定者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ等）

第 8 条 交付決定者は、第 6 条の通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付申請を取下げることができる。

2 前項の取下げを行うときは、第 6 条による交付決定を受けた日から起算して 1 0 日以内に、福島県 1 2 市町村家賃補助金取下げ申請書（第 6 号様式）を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第 9 条 交付決定者は、交付決定のあった日の属する年度の 2 月末日（その日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日の場合は、その直前の平日）までに、福島県 1 2 市町村家賃補助金実績報告書（第 7 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 家賃を支払ったことを証明する書類（第 8 号様式）
- (2) その他、知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 1 0 条 知事は、前条の規定による実績報告書等を受理したときは、これを審査し、第 6 条の交付決定の内容に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 1 1 条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに、福島県 1 2 市町村家賃補助金交付請求書（第 9 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書を受理したときは、交付決定者に家賃補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 知事は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は関係法令に違反したとき
- (2) 虚偽の申請、その他不正の手段により交付の決定を受けたことが明らかになったとき
- (3) 12市町村から転出したことにより、又はその他の理由により、第3条に規定する12市町村内への居住継続の要件を満たさなくなったとき
- (4) その他、知事が適切でないと認めたとき

(返還制度)

第13条 知事は、前条の規定により家賃補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した家賃補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 知事は、倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると認めた場合は返還額の全部又は一部を免除することができる。
- 3 知事は、第1項に基づく返還を命ずるときは、その命令に係る当該補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずることができる。
- 4 第1項に基づく当該補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴することができる。

(会計帳簿等の整備等)

第14条 交付決定者は、家賃補助金の申請に関する証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を申請年度における補助金の額の確定が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(報告及び立入調査)

第15条 知事は、家賃補助金の交付について適正を期するために必要があると認めたときは、交付決定者に対して居住実態や就業状況等に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(転出・転居等の報告)

第16条 交付決定者は、12市町村内への転入日から5年を経過する日までの間に、12市町村から転出しようとする場合又は転居しようとする場合は、転出・転居先等報告書(第10号様式)により知事に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。